

## 平成27年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における平成26年度の契約状況は、表1のとおり、契約件数は1,516件、契約金額は434億円である。また、競争性のある契約は1,284件（84.7%）、298億円（68.7%）、競争性のない随意契約は232件（15.3%）、136億円（31.3%）となっている。

平成25年度と比較して、全ての契約に対する競争性のない随意契約の割合は、件数では小さくなっているが、金額では大きくなっている（件数は5.7%の減、金額は10.6%の増）。主な原因は、平成26年度が本社事務所の借上契約（5年債務）の更新年度であったことによるものである。

なお、競争性のない随意契約は、供給者が一に特定される電気・ガス等のライフラインや庁舎・宿舍の賃貸借契約など契約の相手方が特定されるものに限られている。

表1 平成26年度の調達全体像

(単位：件、億円)

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(83.2%) 1,234	(73.4%) 342	(84.5%) 1,281	(68.4%) 297	(3.8%) 47	(△13.1%) △ 45
企画競争・公募	(0.3%) 4	(0.2%) 1	(0.2%) 3	(0.3%) 1	(△25%) △ 1	(0%) 0
競争性のある契約(小計)	(83.4%) 1,238	(73.6%) 343	(84.7%) 1,284	(68.7%) 298	(3.7%) 46	(△13.1%) △ 45
競争性のない随意契約	(16.6%) 246	(26.4%) 123	(15.3%) 232	(31.3%) 136	(△5.7%) △ 14	(10.6%) 13
合計	(100%) 1,484	(100%) 466	(100%) 1,516	(100%) 434	(2.2%) 32	(△6.9%) △ 32

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成26年度の対平成25年度伸率である。

(2) 機構における平成26年度の一者応札・一者応募の状況は、表2のとおり、件数は411件（33.4%）、金額は107億円（38.5%）である。

前年度と比較して、一者応札・一者応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている（件数は19.5%の増、金額は9.2%の増）。特に割合が多いのは、設備関係（機械・電

気)の工事及び点検整備等であり、既設設備の製作・納入業者のみが所有する技術情報などに依存する割合が非常に多いことから、新たに参入した場合に既設部分の品質保証に責任が持てないことや、既設部分と改造部分の責任分界ができないなどの理由から多く発生したと思われる。また、土木工事や設計業務においても一者応札・一者応募が増加してきているが、応札者から聞き取りを行った結果、建設業界等における技術者不足が原因と思われる。

表2 平成26年度の一者応札・一者応募状況

(単位：件、億円)

応札・応募者数		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	853 (71.3%)	820 (66.6%)	△ 33 (△3.9%)
	金額	225 (69.7%)	171 (61.5%)	△ 54 (△24.0%)
1者以下	件数	344 (28.7%)	411 (33.4%)	67 (19.5%)
	金額	98 (30.3%)	107 (38.5%)	9 (9.2%)
合計	件数	1,197 (100%)	1,231 (100%)	34 (2.8%)
	金額	323 (100%)	278 (100%)	△ 45 (△13.9%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。  
(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。  
(注3) 比較増△減の( )書きは、平成26年度の対平成25年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標等)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、設備関係の工事及び点検整備等の分野について、状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 設備関係の工事及び点検整備等に関する調達

設備関係の工事及び点検整備等に関する調達について、平成27年度においては、既設設備の製作・納入業者のみが所有する技術情報を必要とする案件に限定して、新たに「参加者の有無を確認する公募手続」を実施することで、透明性及び競争性が確保された適正かつ効率的な調達を目指す。【当該取組の実施状況】

### (2) 民間の技術力を活用した調達

今後発注される高度な技術力を必要とする大規模工事などに向けて、民間の技術力を効果的に活用するための新たな契約方式を検討する。【当該取組の実施状況】

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底 (【 】は評価指標等)

### (1) 随意契約に関する内部統制について

新たに随意契約を締結することとなる案件については、随意契約等見直し計画に基づき、次の八項目に限定している。ただし、「八 その他、契約職等が特に必要と認めたもので、事前に契約監視委員会の了承を得た業務等」については、当該案件を発注する事務所を所管する本社の担当部室の審査を実施し、契約職、経営企画本部長、本社所管部室担当本部長に報告し、契約監視委員会の審議・了承を得てから契約手続に着手することとしている。

なお、全ての随意契約の契約結果等について、引き続き契約監視委員会に報告し、点検を受けることとしている。【当該取組の実施状況（実施率）】

（随意契約等見直し計画に掲げる八項目）

- 一 電気、ガス等ライフラインの継続供給（供給元が一の場合のみ）
- 二 庁舎、宿舍等の土地建物借料
- 三 リース物品の継続借料（複数年契約制度導入までの間）
- 四 災害応急復旧工事等、緊急を要する場合の工事、役務等
- 五 施設管理規程等に規定された機構施設の国又は地方公共団体等への管理委託等
- 六 建物の賃貸条件として維持補修業者が特定されているもの
- 七 法令、条例等により相手方が特定されている業務
- 八 その他、契約職等が特に必要と認めたもので、事前に契約監視委員会の了承を得た業務等

（２） 不祥事発生の未然防止・適正な入札執行に向けた取組

①関係省庁や他法人で発生した談合事件の背景などを教訓に、役員と支社局・事務所との意見交換の実施、一般研修や担当者会議などにおいて適正な入札執行に向けた取組の講義等を実施し、以下の内容について十分に職員に周知を行い、不祥事発生の未然防止に取り組むとともに、適正な入札執行に向けた取組状況を倫理委員会に報告し点検を受けることとする。

・発注担当者法令遵守等規程及び同マニュアルの周知徹底

事業者との応接方法、不当な働きかけを受けた場合の対応方法、法令遵守義務、秘密の保持義務、規程の適正な運用を図るための措置。

・談合情報対応マニュアル、談合疑義事実処理マニュアルの周知徹底

談合情報に接した場合における的確な対応方法。

・入札契約情報の管理方法等の明確化・ルールの周知徹底

入札契約情報の厳格な管理、入札参加者から提出された資料の管理、施工計画等の審査に関する情報管理、土木工事等積算システムで作成したデータの情報管理、電子情報の保管方法、アクセス権限の厳格化、入札契約に関する秘密を含む「書類の管理」の徹底。

・コンプライアンスに関する情報の共有

コンプライアンスに関する情報を取りまとめて掲示し共有を図る。

・財務業務執行調査の実施

事務処理のチェックと指導及び意見交換を行い、適正な事務処理の実施。

【当該取組の実施状況（実施量）】

②入札等監視委員会による審議

機構が発注した工事及びコンサルタント業務並びに締結した補償契約について、四半期ごとに入札等監視委員会に報告し、審議を受ける。【当該取組の実施状況（実施量）】

③内部監査の実施及び監事監査によるチェック

機構が発注した工事及びコンサルタント業務並びに締結した補償契約について、入札契

約事務の状況及び適正化の取組状況のチェックを受ける。【監事の意見等、当該取組の実施状況（実施量）】

#### 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

#### 5. 推進体制

##### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、以下のとおり、副理事長を総括責任者として、契約担当部室である技術管理室を中心に調達等合理化に取り組むものとする。

副理事長、経営企画本部長、技術管理室長、契約企画課長、技術管理室担当課長、技術管理室の職員

##### (2) 契約監視委員会の活用

外部有識者及び監事によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、新規随意契約案件の事前審査、一者応札・一者応募案件、個々の随意契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

#### 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにおいて公表するものとする。

なお、本計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。